

女性スポーツの啓蒙と振興を目標にスタートしたWSF・Japanの活動も、4年目を迎えました。これまでこれまで3年間の歩みをふり返って、今後の方向を考えてみました。皆さんのご意見もお聞かせください。

〔3年間の歩み〕

WSF・Japan・NEWSの発行

57年4月1日創刊号 同7月1日
第2号 同10月1日 第3号 58
年1月15日 第4号 同6月10日
第5号 60年4月30日 第6号(以
下3カ月ごとに発行予定)

活動が生か規約が生か
昨年1年をかけて、規約作成委員会
にて、規約案(左ページ参照)が作成
されました。12月27日の第四回総会で
成立するまでに準備していたのですが、
ひとつ問題が出てきました。規約の内
容はどことへ出しても恥かしくないもの
であることは確かですが、では、実際
この規約どおりにきちんと運営してい
けるかとなると、これは別問題です。
活動に積極的な団体会員のトップの方
々が、ご自身の組織運営に手一杯だ
という事情もあり、結局、もう少し人材
が集まるまでは、規約成立を朝上げに
して、従来どおり各会員ができる身近
かなことからやっていたという結論
になりました。たゞ歩みは遅くとも
とにかく続けていくことを大切だと
考えています。これからも、どうぞよ
ろしくご支援ください。

〔各連合会〕

57年4月17日 第一回「各国の女性
スポーツ事情」 同7月24日 第二
回「女性スポーツ団体の歩みと今後
の方向」 同10月30日 第三回「ジ
ャーナリズムの中の女性スポーツ」
58年6月24日 第四回「女性スポ
ーツの現状と課題」 同9月30日 第
5回「スポーツ界での男女差別」
〔各連合会〕

57年1月30日 創立記念パーティ
(渋谷・駒場エミナス) 昭和58年3
月27日 第一回親善スポーツ大会
(川崎・加藤メモリアルスポーツセ
ンター) 同11月3日 16日 11日 全米
女性スポーツ会議参加(米田・ワン
ントンDC) 同12月25日 クリス
マス懇話会(渋谷・勤労福祉会館)

WSF・Japanが一つの競技だ
けの団体なら、事はもっと簡単なで
しょう。しかし、ママさん選手と呼ば
れる主婦のスポーツ愛好者をメインに、
インストラクター、研究者、選手、監
督、ジャーナリスト、OLなど職種を維
多で、しかも、会員が全国に散らばっ
ているとすれば、やはり活動にも工夫
が必要ですよ。

●機関誌が生か規約が生か

この機関誌は大きな役割を果たすのが、
そこで、大きな役割を果たすのが、
この機関誌なのです。お金も手間もか
かるのですが、この誌上を大いに利
用すれば、遠いところの仲間と意見を
交換することも可能です。私はこれか
ら、WSF・Japanの活動の中心
に、この機関誌の発行をもって来たい
と考えています。そして、これは昨年
の暮れの総会でも、出席された方は皆
さん、同意見でした。

以前の機関誌よりも、会員相互の交
流をはかれる内容にしたと思います。
そして、企業との協力を得て、たとえ
レディーズ・スポーツ用品大特集、
や、女性スポーツイベントカレンダー、

というふうな、実用ページも、入れて
いきたいと考えています。どしどし原
稿等、お寄せください。再び、季刊の
ペースで発行していきます。

WSF・Japan・NEWSの発行

57年4月1日創刊号 同7月1日
第2号 同10月1日 第3号 58
年1月15日 第4号 同6月10日
第5号 60年4月30日 第6号(以
下3カ月ごとに発行予定)

活動が生か規約が生か
昨年1年をかけて、規約作成委員会
にて、規約案(左ページ参照)が作成
されました。12月27日の第四回総会で
成立するまでに準備していたのですが、
ひとつ問題が出てきました。規約の内
容はどことへ出しても恥かしくないもの
であることは確かですが、では、実際
この規約どおりにきちんと運営してい
けるかとなると、これは別問題です。
活動に積極的な団体会員のトップの方
々が、ご自身の組織運営に手一杯だ
という事情もあり、結局、もう少し人材
が集まるまでは、規約成立を朝上げに
して、従来どおり各会員ができる身近
かなことからやっていたという結論
になりました。たゞ歩みは遅くとも
とにかく続けていくことを大切だと
考えています。これからも、どうぞよ
ろしくご支援ください。

●会員の興味は多種多様
この機関誌を手にかいたたくのは
ざっと2年ぶりでしょうか。この間、
WSF・Japanは休載していたの
ではないかと思っていらいっしやる方も
多いかも知れません。でも、別項にま
とめましたように、地味ながらも、あ
れこれ活動してきました。
中でも、特に力を入れたのは、
「国際女性スポーツ会議」の企画です。
主催、後援など決まりながらも、経費
の都合などで協力スポンサーを見つ
けることができませんでした。これか
ら、折を見てぜひ開催したいと思いま
すが、こうした活動は、実現できな
ければ結局は何も後に残らず、外部から
見れば「何もしていない」ように見え
るの、つらいところです。
さらに、各種催しの物を見てみて、
会員の皆さんの興味の対象が、それぞ
れ大きく違っていることに、気がつき
ました。女性スポーツがテーマとはい
え、勉強会はいつも大学の先生など研
究者が大多数を占めますし、親善スポ
ーツ大会を開けば、各会員の所属する
大会などの催し物にぶつかり、参加者

〔会議等〕

57年7月24日 第一回総会 58年2
月1日 第二回総会 59年5月29日
第三回総会 同6月26日 第一回
規約作成委員会 同8月21日 第二
回規約作成委員会 同12月27日 第
四回総会

〔その他の協力事業〕

58年10月11日 国際スポーツフェア
'83「スポーツンボジウム」
59年10月10日 東京オリンピック20
周年記念女子選手懇話会、T.O.L.
パーティー

〔会員の顔ぶれ〕

(S.60年3月31日現在)

▽団体会員・女性スポーツ団体 全日
本女子クレイ射撃クラブ(会員103
人) 日本OG軟式庭球連盟(会員1
万2000人) 日本家庭婦人卓球連
盟(会員3000人)
▽団体会員・企業 (株)アツックス
(株)小杉産業 (株)西武百貨店
(株)博報堂 (株)デサント
▽個人会員 青木典子 深崎江 池田
みどり 岩波敦子 内田知子 大河内
君子 音海哲子 替地あや子 北村瑛
子 小高みどり 坂崎和憲 島野仲子
志村光子 杉本陽子 清和洋子 関久
子 高橋昭子 田島勝太郎 外山道子
藤井佐代子 三ツ谷洋子 村本和世
山崎恵司 山田重雄

WSF Japan

規約案

〔総則〕

名称 本会の名称はWSF Japan
(Women's Sports Federation Japan
— 女性スポーツ財団日本支部)とす。

目的 本会は、プロ、アマを問わず、
スポーツに携わる女性の抱える諸問題
の解決、女性の制からのスポーツの研
究などを通じ、女性スポーツの啓蒙と
発展を目的とする。

事務局 本会の事務局は当面、〒550
東京都渋谷区神宮前1-14-141403 S
P.O.R.T.S.21内に置く。

活動 本会は前記の目的を達成するた
めに、次のような活動を行う。

- ①プロ、アマなど分野の垣根を上り
はらった懇親会を開く。
- ②女性スポーツ全般に関する研究会
講演会を開催する。
- ③プロ、アマが協力して、各団体会
員を中心に、国内および国際親善交
流大会(或いは催し)を開く。
- ④機関誌はS.P.O.R.T.S.21の協力を
得て、季刊で発行する。
- ⑤その他、会員の希望により随時、
行事を組み合わせる。

〔会員〕

会員の資格 女性スポーツに関心を持
ち、女性スポーツの発展に寄与したい
と考える人であれば年齢、性別、国籍

などに一切関係なく、入会することが
できる。

入会金・年会費 入会と同時に、入会
金と年会費を支払い、その後は会計年
度の終わる3月31日までに、翌年度の
年会費を納入する。個人会員/入会金
3,000円 年会費8,000円 団体
会員/入会金5,000円 年会費15,
000円(振り込み先/富士銀行新宿
支店普通預金口座570426 W S
F Japan)

会員証 所定の入会金、会費を納め
ると、会員証が発行される。
退会 会員は以下の理由があるとき、
退会することができる。

- ①本会の責に帰すべき事由がある場合
- ②会員のやむを得ない事由がある場合
ただし、退会の届出は文書をもって
行うこととする。
- ③資格停止及び除籍 会員が本会の主旨
に著しく違反する行為があったとき、
もしくは、本会の名誉を汚し、または、
会費を2年以上滞納したときに、資格
停止及び除籍されることがある。
- ④会員の名簿 本会の会員名簿は事務局
に常備し、会員は変更あるごとに通知
し、訂正しなければならぬ。

〔会計〕

収入 本会は入会金、会費、寄付金、
その他の収入によって運営する。
会計年度 本会の会計年度は毎年4月
1日に始まり、3月31日に終了する。
〔役員〕

役員 本会には、次の役員を置く。

会長1名 理事長1名 理事15名以
内(会長、副会長、理事長を含む)
監事2名
このほか、副会長を若干名、置くこ
とができる。

役員の選任 会長、副会長、理事長は
総会で選任し、就任と同時に理事とな
る。理事及び監事は、会員の中から総
会で選任する。

役員の職務 会長は本会を代表して総
会を召集し、その議長となる。副会長
は会長を補佐し、会長に事故あるとき
は、予め定められた順位により、副会
長の職務を代行する。理事長は会長、副
会長を補佐し、理事会を召集し議長と
なり、会務の執行に当たる。理事は理
事会の構成員として、会務の執行に当
たる。監事は当会の経理及び業務状況
を監査する。

役員の任期 役員の任期は2年とする。
ただし、再任を妨げない。役員は辞任
の意思を表明し、またはその任期を終
えても、後任者が決まるまで、引き続
き職務を行わなければならない。た
だ、特別の事情がある時は理事会の承
認を得て直ちに辞任することができる。
顧問 本会に顧問を置くことができる。

顧問は会長が理事会の推薦を受けて委
嘱する。顧問は、本会の重要事項につ
いて随時、会長の諮問に応ずる。
決算報告 本会の決算報告は毎年5月
31日までにを行う。